

未来につなぐ さが中山間プロジェクト推進要綱

農企第1563号

令和5年（2023年）3月28日

第1 趣旨

本県の中山間地域では、米やみかん、佐賀牛などの本県を代表する農産物の産地が形成されているものの、平坦地域と比較して、農地が狭小であるなど生産条件に恵まれておらず、担い手不足や耕作放棄地の増加などの課題が深刻化している。

このような中で、中山間地域農業・農村の発展に向け、中山間地域の集落や産地等が主体的に行う課題解決に向けた取組を関係機関・団体と一体となって支援し、未来につなぐ、農業による元気な中山間地域づくりを目指すプロジェクトを展開する。

第2 プロジェクトの名称

本プロジェクトは、「未来につなぐ さが中山間プロジェクト（以下、「プロジェクト」という。）」と称する。

第3 プロジェクトの期間

プロジェクトの期間は、令和5年度（2023年度）から令和8年度（2026年度）までの4年間とする。

第4 推進事項

プロジェクトの推進事項は、別表のとおりとする。

第5 プロジェクトの推進体制等

プロジェクトの推進体制等は次のとおりとし、円滑かつ効果的な展開を図るものとする。

1 地域段階

- （1）市町は推進事項に積極的に取り組む集落や産地等を「チャレンジ中山間」として選定する。選定にあたっての要件等は別記のとおりとする。選定する「チャレンジ中山間」に対し、話し合いや実践活動などへの支援を行う。
- （2）県の地域農業振興センターは、市町や農業協同組合等の関係機関と連携し、「チャレンジ中山間」への支援・助言を行う。また、管内の中山間地域農業振興を図るため地域段階での推進会議等の開催及び地域リーダーや組織等の育成のための研修会等を開催する。なお、活動に必要な予算は別に定めるところにより再配当を行う。

2 県段階

県及び県段階の関係機関・団体・有識者・実践者等をもって組織するプロジェクト推進会議を設置する。なお、構成及び体制等については別に定めるところによる。

第6 支援事業等の積極的な活用

プロジェクトの具体的な展開に当たっては、県で実施する中山間地域農業・農村対策関係の補助事業、さらには、国・市町の補助事業、各種制度資金等を積極的に活用するものとする。

また、さが園芸888運動などの農業生産振興対策や担い手確保・労力補完対策など、県で推進する各施策を、地域の状況に応じて活用するものとする。

第7 その他

この要綱に定めるもののほか、プロジェクトの実施に必要な事項については、農林水産部長が別に定めるものとする。

附則 この要綱は、令和5年（2023年）4月1日から施行する。

別表（推進要綱第4関係）

| 推進事項 | 主な取組内容 |
|--|--|
| <p>1 中山間地域の特色を生かした農業の展開による「所得向上」</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○トレーナー制やトレーニングファームなど新規就農者を確保・育成する体制づくり ○新品種や新技術の導入、収量の増加や販売額の向上などによる園芸産地拡大の取組 ○畜産の生産基盤強化や飼料作物の生産拡大 ○こだわりや物語のある米づくり ○観光・体験農園や農家民宿、農家レストラン、加工品づくりなど中山間地域の資源を活かした農村ビジネスの取組 ○しいたけやたけのこ等の特用林産物の推進 ○農福連携や地域潜在労働力など多様な労働力を確保する仕組みづくり ○複数品目の作付けや農業＋林業など、中山間地域の特色を活かした多様な農業経営等 |
| <p>2 県民の生活を守る中山間地域の「農業・農地を維持」する体制づくり</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○農地や農作業の受け皿となる農作業受託組織や集落営農組織など、農業生産を維持するための体制づくり ○将来にわたって守るべき農地の「ゾーニング」の実施と多様な農地利用 ○集落戦略の作成・実行や広域組織化など、中山間地域等直接支払制度の活用による農地を守る取組 ○スマート農業の活用による農作業の効率化・負担軽減 ○地域ぐるみでの有害鳥獣被害対策 ○効率的な農業生産が行える農地・農業水利施設の整備等 |
| <p>3 中山間地域を支える多様な人財による「地域の活性化」</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○複合経営や小規模経営など、多様な担い手を確保する体制づくり ○地域内外の企業・大学・非農家等とつながる取組等をとおした農業・農村関係人口の創出 ○農産物直売所等における出荷者の確保・育成や、特産品づくり、消費者との交流、買い物支援やデジタル化等 ○農泊や農業・農村体験などによる県内外からの交流人口の拡大 ○中山間地域農業・農村への理解醸成活動や生産者と消費者（都市と農村）をつなぐ活動による中山間地域のファンづくり等 |

別記

「チャレンジ中山間」の選定について

1 対象となる地域

対象地域は次の（１）又は（２）のいずれかを満たす地域とする。

- （１）農林水産省が定める農業地域類型の中間農業地域又は山間農業地域
- （２）（１）以外の地域で傾斜地などの条件不利地を含む地域又は地域間連携により（１）の地域を支援するような平坦地域

2 取組主体

別表の推進事項に積極的に取り組む、以下のいずれかの組織等とする。

- （１）生産部会や２人以上の生産者から成る組織、農業生産を行う法人等。
ただし「さが園芸農業振興産地計画」（平成３１年３月７日付け園第２４７４号さが園芸農業振興産地計画策定要領による）を策定し実践する場合は個人（１戸）でも可。
- （２）集落や集落を単位とした組織等。複数の集落から成る組織を含む。
- （３）生産者と生産者以外の者で構成する協議会・組織 等

3 選定届の提出

市町長は、チャレンジ中山間を選定した場合は、速やかに選定届（様式第１号）を作成し、所轄農林事務所地域農業振興センター（杵藤農林事務所管内は藤津農業振興センター）を経由して農林水産部長に提出するものとする。

4 選定期間

チャレンジ中山間の選定期間は、プロジェクトの期間と同じく、令和５年度（２０２３年度）から令和８年度（２０２６年度）までの４年間とする。

様式第1号

番 号
年 月 日

佐賀県農林水産部長 様

市町長名

「未来につなぐ さが中山間プロジェクト」におけるチャレンジ中山間選定届

このことについて、未来につなぐ さが中山間プロジェクト推進要綱に基づき、チャレンジ中山間を選定しましたので選定届を提出します。

記

- 1 チャレンジ中山間名：
- 2 選定理由等：別紙のとおり

別紙

チャレンジ中山間 選定理由書

| 組織名等 | 代表者名 | 組織の概要 | チャレンジする取組 | 選定理由 | 備考 |
|------|------|-------|-----------|------|----|
| | | | | | |
| | | | | | |

(注)「さが園芸農業振興産地計画（園芸産地888計画）」を策定している場合は、添付すること。

【個人情報の取扱いについて】

お預かりする個人情報については、「未来につなぐ さが中山間プロジェクト」と関連事業に関する事務処理にのみ使用し、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

また、当課においても、担当者のみが個人情報を取り扱うものとします。

なお、県における個人情報の取扱いについては、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラム

(https://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00319144/index.html) で定めております。